

藤井寺市人権行政基本方針・推進計画（案）②

人権は誰もが持っているというメッセージを伝えるスペース

藤井寺市

目次

はじめに

- 1 藤井寺市の現状について
 - (1) 藤井寺市人権行政推進体系図
 - (2) 藤井寺市のこれまでの取り組みについて
 - (3) 基本方針&プラン改定の背景
 - (4) 人権行政基本方針・推進計画の改定に向けた経過

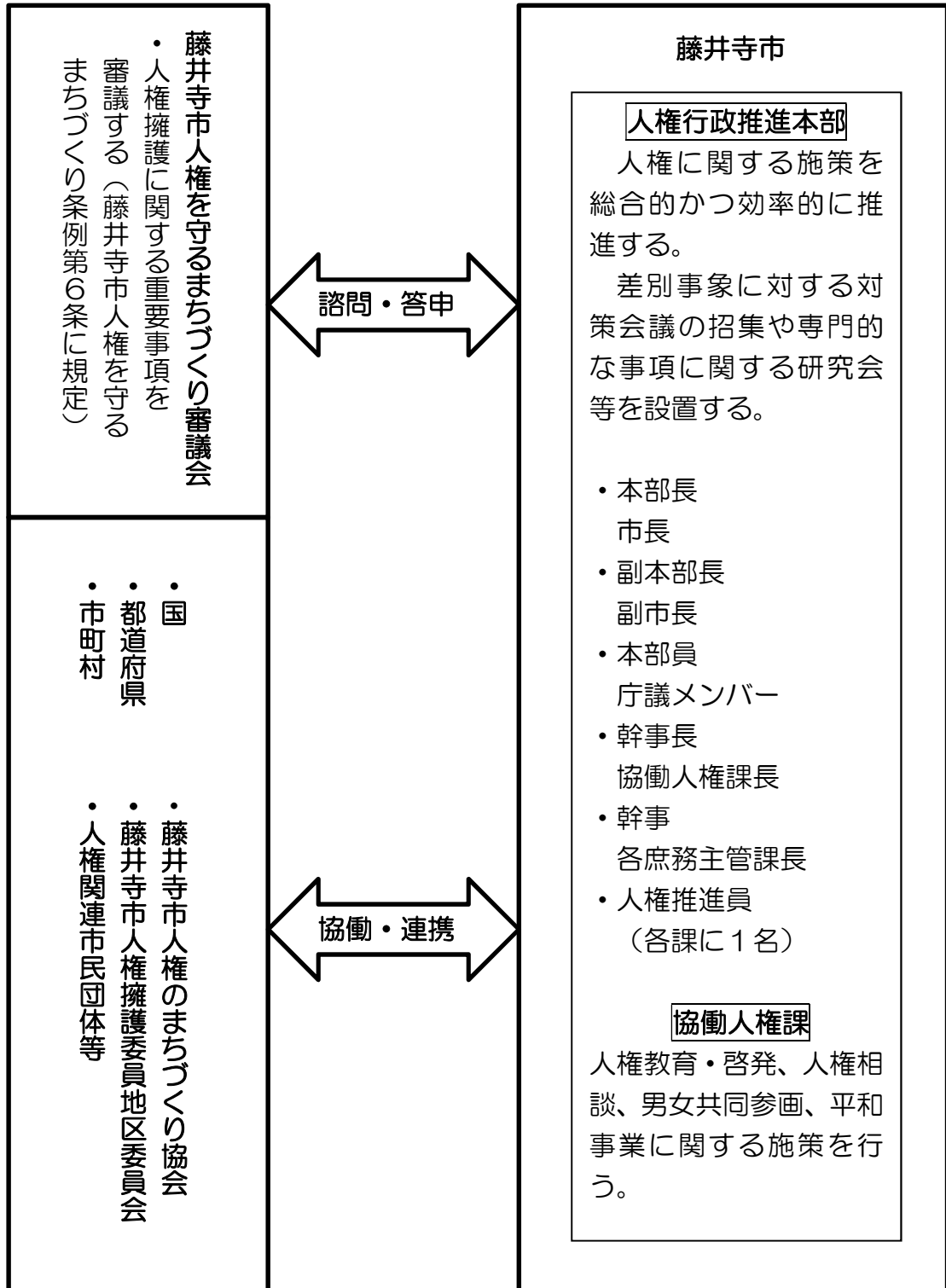
- 2 藤井寺市人権行政基本方針
～藤井寺市が目指す人権行政の理念～

- 3 藤井寺市人権行政推進計画
～藤井寺市が目指す人権施策の方向性～
 - (1) 推進計画の位置づけ
 - (2) 人権に関する課題について
 - ① 人権教育に関する課題
 - ② 人権啓発に関する課題
 - ③ 相談体制の充実とネットワークに関する課題
 - ④ 情報の収集及び提供に関する課題
 - ⑤ 協働の取り組みに関する課題
 - ⑥ 調査・研究に関する課題
 - ⑦ 様々な人権問題をめぐる課題
 - 同和問題（部落差別問題）
 - 子どもの人権問題
 - 女性の人権問題
 - 障害者の人権問題
 - 高齢者の人権問題
 - 外国人の人権問題
 - 性的マイノリティの人権問題
 - インターネット上での人権問題
 - アイヌの人々の人権問題
 - ハンセン病回復者・HIV感染者の人権問題
 - 北朝鮮による拉致問題
 - 貧困問題
 - ホームレスの人権問題

- 犯罪被害者の人権問題
- 刑を終えて出所した人々の人権問題
- 様々な災害に起因する人権問題
- SDGs（持続可能な開発目標）の推進
- (3) 人権に関する施策の方向性について
 - ～人権に関する課題の解消に向けて～
 - ① 人権教育に関する施策
 - ② 人権啓発に関する施策
 - ③ 相談体制の充実とネットワークに関する施策
 - ④ 情報の収集及び提供に関する施策
 - ⑤ 協働や連携の取り組みに関する施策
 - ⑥ 調査・研究に関する施策
- 4 基本方針及び推進計画の期間
- 5 藤井寺市の人権施策の推進体制

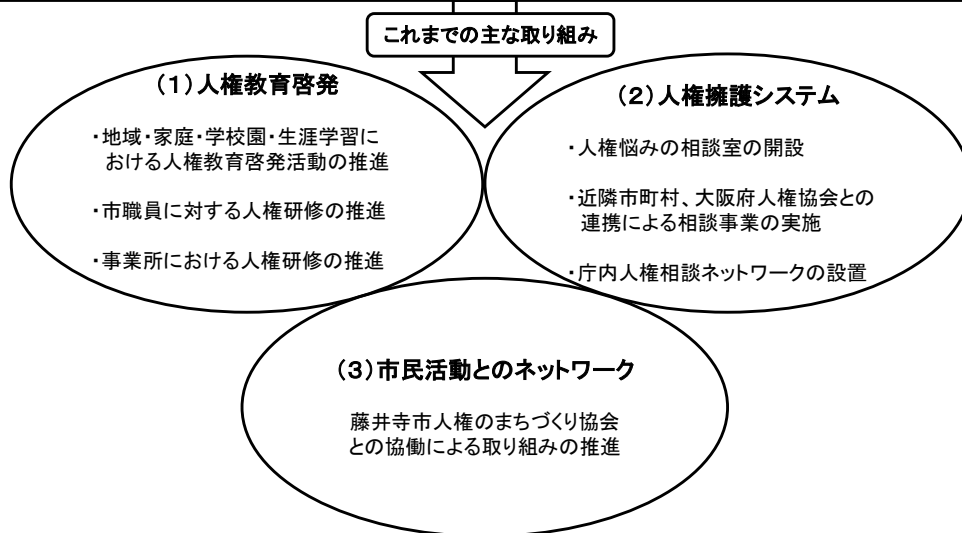
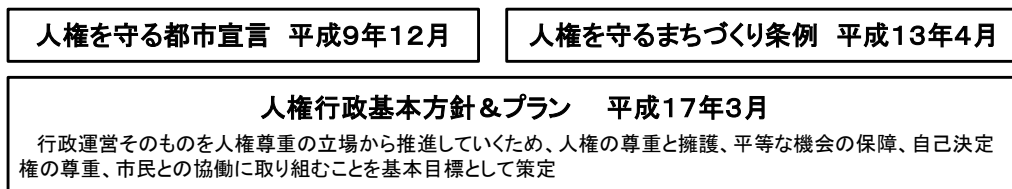
1 藤井寺市の現状について

(1) 藤井寺市人権行政推進体系図

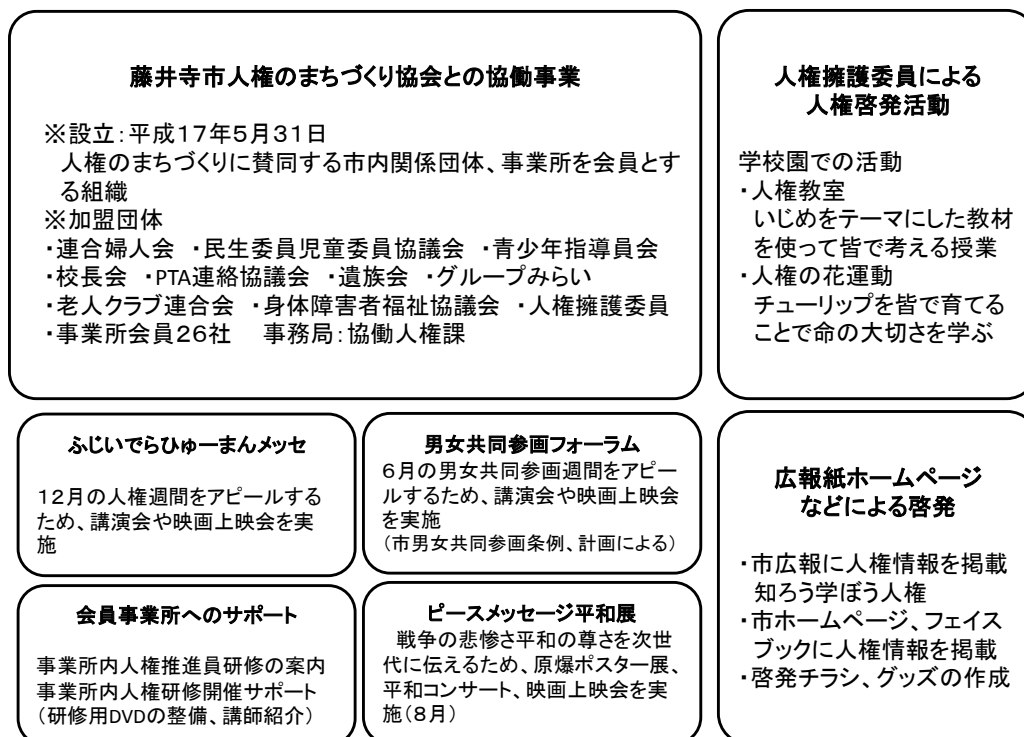


(2) 藤井寺市のこれまでの取組みについて

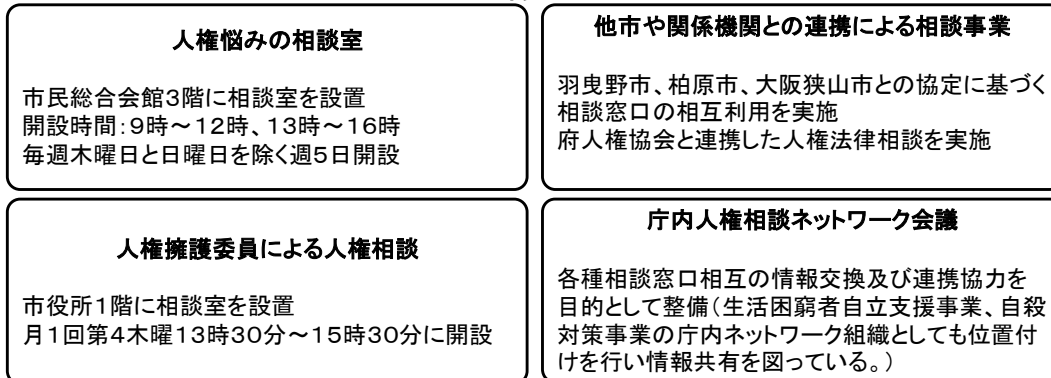
人権行政基本方針 & プランに基づく進捗状況



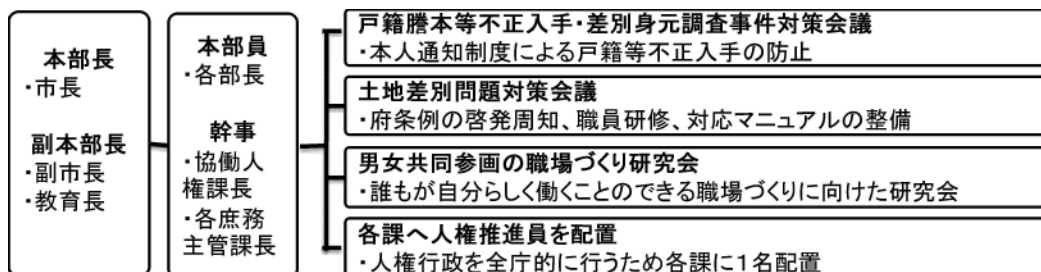
人権教育啓発・市民活動とのネットワーク



人権擁護システム



庁内推進体制の整備(人権行政推進本部)



（３）基本方針&プラン改定の背景

藤井寺市においては、昭和60（1985）年に世界の恒久平和は人類の願望であることを主旨とした「平和都市宣言」を決議し、平成9（1997）年に、「人権を守る都市宣言」を行い、一人ひとりが大切にされるまちの実現を目指してきました。

平成13（2001）年には、「心豊かで、ひとりひとりが大切にされるまち」の実現のために、市の責務、市民の役割、施策の推進について定め、あらゆる差別を速やかに解決し、基本的人権が尊重され、人権を守るまちづくりの実現を目的とした「藤井寺市人権を守るまちづくり条例」を制定しました。

そして、人権を守るまちづくりの実現に向けた人権行政の方向性を定めた「藤井寺市人権行政基本方針&プラン」を平成17（2005）年に策定し、様々な人権施策を行ってきました。

また、平成23（2011）年には、性別に関わらず誰もが幸せに生きていくことができる男女共同参画社会の実現を目的とした「男女共同参画推進条例」を施行し、全ての人が多様な生き方を尊重し、自分らしく生きていくことができる社会の実現を目指しています。

しかしながら今日においても、様々な場所で、様々な背景を理由とした不当な差別や、人権侵害事象は後を絶たずに発生している現状があり、近年における社会の国際化、情報化に伴って、人権をめぐる問題はますます多様化、複雑化していることから、藤井寺市においても、より一層の人権行政の充実を図るとともに、市民一人ひとりの不断の努力によって、人権を守るまちづくりを推進していくことがより重要となります。

また、平成28（2016）年には、「障害者差別解消法」、「ハイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行され、令和元（2019）年には、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」の改定とあわせて、「大阪府性の多様性理解推進条例」、「大阪府ハイトスピーチ解消推進条例」（大阪府人権三条例）が成立するなど、人権問題に関する法整備等が推進されています。

以上のことから、藤井寺市の今後の人権施策のあり方についても、これまでの方針や計画に基づく施策を踏まえながら、より総合的、計画的に推進していく必要があるとの考え方に立ち、本市の現状と様々な課題について取りまとめ、課題解消のための人権施策の考え方や方向性について定めた「藤井寺市人権行政基本方針・人権行政推進計画」を改訂しました。

(4) 人権行政基本方針・推進計画の改定に向けた経過

基本方針&プラン改定の背景にあるように、今後のより効果的な人権施策のあり方について、藤井寺市人権を守るまちづくり条例に基づく藤井寺市人権を守るまちづくり審議会に諮問いたしました。

その審議会において、本市がこれまで取り組んできた人権施策や、課題について検証をいただくとともに、以下のとおり、本市の基本方針&プランの改定について慎重に審議をしていただきました。

第1回 藤井寺市人権を守るまちづくり審議会（2019年2月22日開催）

- ◇会長・副会長の選出
- ◇人権行政基本方針&プランに基づく進捗状況について
- ◇人権に関する新たな法整備等について
- ◇意見交換

第2回 藤井寺市人権を守るまちづくり審議会（2019年7月24日開催）

- ◇本市における人権をめぐる現状と課題について
- ◇人権行政基本方針・推進計画改定に関わる本市の考え方について
- ◇人権行政基本方針・推進計画改定体系（案）について
- ◇推進計画の位置づけと今後のスケジュール（案）について

第3回 藤井寺市人権を守るまちづくり審議会（2019年11月7日開催）

- ◇人権行政基本方針・推進計画（案）について
- 計画案のボリュームや体系の整理を行うとともに、課題や施策の方向性に関する記載について、市民にとっても読みやすい文書となるように、検討及び審議を行いました。

第4回 藤井寺市人権を守るまちづくり審議会（2020年2月開催予定）

- ◇人権行政基本方針・推進計画（案）について

第5回 藤井寺市人権を守るまちづくり審議会（2020年5月開催予定）
◇人権行政基本方針・推進計画（案）のとりまとめについて

第6回 藤井寺市人権を守るまちづくり審議会（2020年8月開催予定）
◇人権を守るまちづくりに関する施策のあり方について答申

2 藤井寺市人権行政基本方針

～藤井寺市が目指す人権行政の理念～

世界人権宣言は、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。」と述べ、全ての人は生まれながらにして、「かけがえのない」、「尊い」、「大切な」存在であるとうたっています。

日本国憲法においても、「人権は誰もが生まれながらに持っている侵すことのできない永久の権利」として保障されており、私たち一人ひとりの生命、自由、平等を保障し、社会の中で安心して暮らしていくために、欠かすことのできない権利として尊重されるべきであると定められています。

また国連は、人権を尊重するための教育（人権教育）について、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力である」と定義しています。

そして、「人権教育は単なる情報提供にとどまらず、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が他の人の尊厳について学び、その尊厳を全ての社会で確立させるための方法と手段を学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と述べています。

つまり人権教育とは、全ての市民一人ひとりが、人権というものは誰もが持っている「宝」であることに気づくことができ、お互いが大切にされる幸せな社会の実現のためにはどうすればよいのかについて、生涯にわたり学び続けていくための教育活動です。

その活動とともに、人権啓発に関する様々な取り組みにより、市民一人ひとりが知識の習得だけではなく、人権尊重への感性を深め、具体的な態度や行動へと繋げていくという目標に向けて、普遍的な人権の文化を定着させなければなりません。それは、全ての人を幸せにすることに寄与するものだからです。

藤井寺市ではこれらを踏まえ、「心豊かで、ひとりひとりが大切にされるまち」の実現を基本理念とし、人権教育及び人権啓発をはじめとした人権施策を推進するとともに、全ての人が尊重され、多様性を認め合うという理念を、福祉や教育分野をはじめとしたあらゆる市の施策においても反映させ、人権尊重を基盤とする行政を推進します。

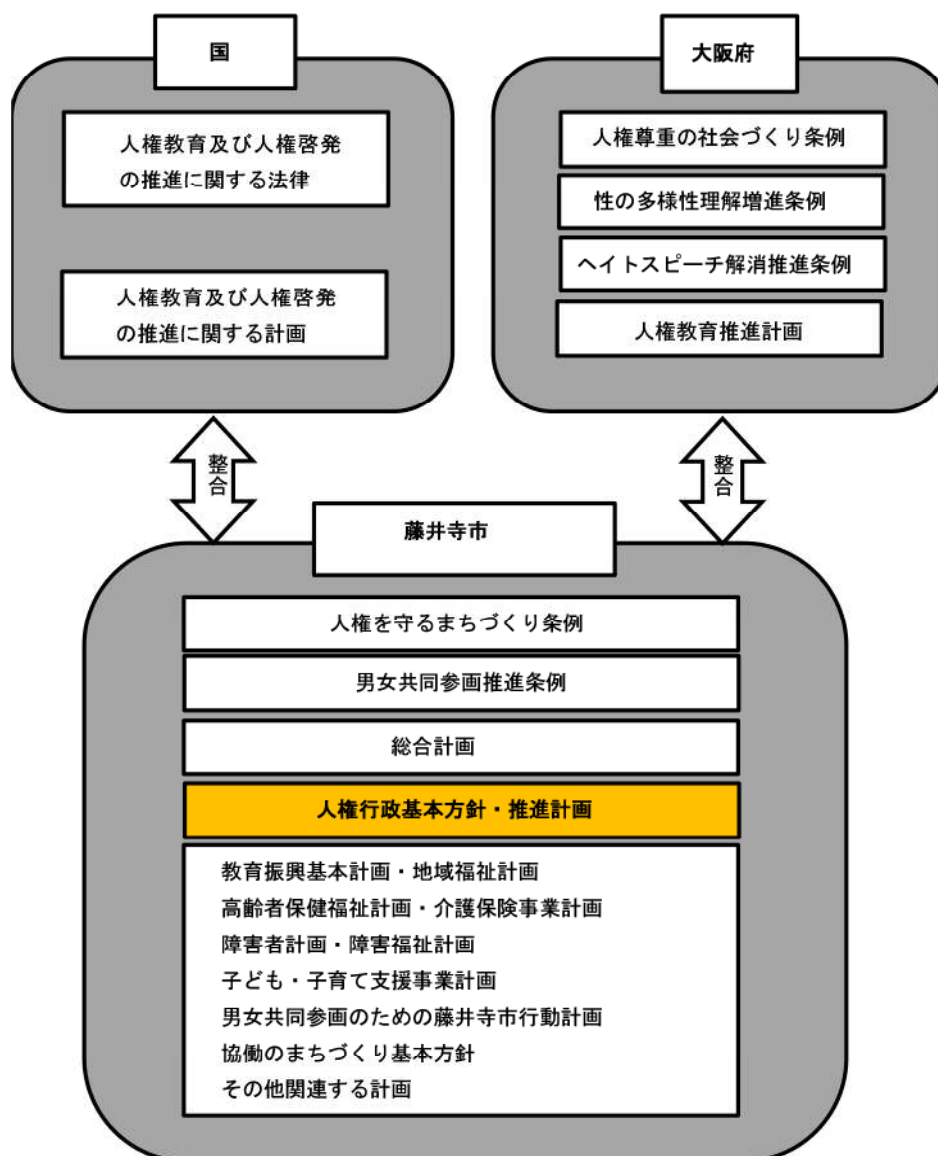
3 藤井寺市人権行政推進計画

～藤井寺市が目指す人権施策の方向性～

(1) 推進計画の位置づけ

本計画は、本基本方針に基づき、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や、様々な人権に関する法律や条例、及び藤井寺市人権を守るまちづくり条例を踏まえて、「心豊かで、ひとりひとりが大切にされるまち」の実現のために、藤井寺市が行う人権施策の方向性を示すものです。

また、策定にあたっては、「藤井寺市地域福祉計画」等の福祉分野別計画や、教育施策の充実を図る「藤井寺市教育振興基本計画」、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向性を定めた「男女共同参画のための藤井寺市行動計画」、及び様々な分野の関連する計画や施策との整合、連携を図ります。



(2) 人権に関する課題について

① 人権教育に関する課題

人権教育とは、人権を尊重する意識を育むために、家庭教育、学校教育、社会教育等で行われる教育活動です。一人ひとりが人権について正しい理解や認識を深め、共に生きることに共感できる力を育み、それらを日常生活において実践できるように、家庭、学校、地域や職場等、あらゆる場所において人権教育を推進するとともに、指導者の育成にも取り組んでいかなければなりません。

また、一人ひとりが多様な人々を尊重し、人権問題を実態から認識し、自らの課題として「気づく」ためには、講義型の学習手法だけではなく、実態を知るための体験型、交流型、参加型の教育など、多様な学習スタイルの活用が必要です。

そして、人権教育を生涯学習として推進していくためには、魅力的で有効な人権教育プログラムの研究を行うとともに、家庭や地域に対して提供を行っていくことが求められています。

② 人権啓発に関する課題

人権啓発とは、人権尊重の理念を普及させることを目的に行われる研修、情報提供等の広報活動の総称であり、市民の人権意識が日常生活において活用され、人権を文化として定着することを実現するために、人権教育と連携した取り組みを推進していくことが大切です。

藤井寺市が、「一人ひとりが大切にされるまち」の実現を目指すことをPRするために、様々な情報媒体の有効活用や、先例的で魅力的な啓発事業を、特に若年層の方々に企画、立案してもらうこと等、幅広い世代の方々に人権に関心をもってもらえるような取り組みが求められています。

③ 相談体制の充実とネットワークに関する課題

本市が実施している人権相談事業については、今後、ますます複雑化、多様化していく相談内容に対して、より適切な助言や指導ができるように、更なる充実を図る必要があります。

また、相談事業に関する利便性について研究を行うとともに、様々な課題について対応できるように、庁内の各種相談窓口とネットワークの構築を推進することが大切です。

さらに、人権が侵害されるおそれのある方や、人権侵害をされている方に対しては、関係機関・団体と連携し、解決、保護、救済できるように、より一層充実した相談支援を行うことが求められています。

④ 情報の収集及び提供に関する課題

人権教育及び人権啓発は、行政や学校のみならず、地域、家庭、企業、各種市民団体等、様々な主体が実施することにより、一層有効となるものです。

そのため、実施主体のニーズに対応できるように、人権教育及び人権啓発に関する情報収集や、情報提供機能の充実が必要となります。

⑤ 協働の取り組みに関する課題

本市では、まちづくりの推進に向けて、「協働のまちづくり基本指針」を作成し、市民同士ならびに市民と行政の協働に向けて、それぞれの役割や取り組みを整理し、協働のまちづくりを推進しています。

人権を守るまちづくりについても、行政の施策だけで実現するものではなく、市民一人ひとりが人権問題を自らの課題としてとらえ、社会全体で取り組むという意識の熟成により実現するものといえます。

そのためには、藤井寺市人権のまちづくり協会をはじめ、各種市民団体との協働による取り組みが、より一層必要となります。

また、各種団体においては世代間の格差があることから、次世代を担う若年層の加入促進を図るなど、拡充に向けた取り組みが求められています。

⑥ 調査・研究に関する課題

偏見や差別等の人権に関する問題は、人と人、人と社会との関係性に起因することから、人権に関する意識を把握することが大切です。

さらに、様々な人権問題を解決するための有効な人権施策を推進するために、人権意識の実態を調査、分析、検証する必要があります。

⑦ 様々な人権問題をめぐる課題

今なお存在する様々な人権問題や、今後の社会情勢の変容に伴って生じる人権課題について、正しい認識を持ち、適正に対応することができるための人権教育や、人権啓発活動を推進するとともに、様々な問題や課題の解消に向けた取り組みを、本市においても行っていかなければなりません。

もちろん本計画に掲げる人権問題に限らず、全ての人権問題は根底で繋がっていることから、何が人権問題であるのかについて、一人ひとりが適正に判断し、対応することができるための人権施策を推進していくことが求められています。

●同和問題（部落差別問題）

同和問題（部落差別問題）は、封建時代の身分制度や、日本社会の歴史において形成された階層構造に基づいた差別により、日本国民の一部の人々が経済的、社会的、文化的に低位な状態を強いられ、今なお、住む場所、就職、結婚等、日常生活の様々な場面において差別を受けている問題です。

言うまでもなく同和問題は、人間の自由と平等を侵害する問題であり、これまでも国や地方公共団体が一体となり、同和問題の解消に向けた様々な施策が行われてきました。地域における自主的な努力もあり、生活環境の改善等の物理的な整備については成果が見られるものの、同和地区の所在地や情報を記載した書籍の発行や販売、インターネット上での差別的な書き込み等、同和地区やその住民、出身者に対する差別意識は根強く残っている現状があります。

それらを踏まえて、平成 28（2016）年には「部落差別解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別のない社会の実現に向けて、相談体制の充実や、人権教育及び啓発に関する施策を講ずる等、国及び地方公共団体の責務について定められました。

本市においても、この法律の理念を十分にふまえ、部落差別解消に向けた取り組みを推進していかねばなりません。

●子どもの人権問題

全ての子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利等の基本的人権を、国際的に保障することを定めた子どもの権利条約が、平成元年（1989）年に国連において採択され、我が国も平成6（1994）年に批准しました。

しかしながら、我が国の子どもを取り巻く社会環境は、少子高齢化及び核家族化の進行や、インターネットやスマートフォンの普及をはじめとする情報化の進展により、地域社会における繋がりが希薄化しています。

その結果、家庭や地域において、教育をはじめとする子育てへの支援機能が低下し、子育てへの不安や負担が大きくなっています。

また、経済情勢も依然として厳しい中、子育て家庭にかかる経済的負担も増大し、子どもの約 7 人に 1 人が貧困状態にあり、健康で文化的な生活を送ることが困難な状況だと言われています。

このような環境の変化を背景として、様々なストレスを抱えた子どもたちの間では、陰湿ないじめが発生し、家庭においては児童虐待による様々な痛ましい事件も増加し、子どもの人権や尊厳をめぐる問題が深刻化しています。

子どもは社会を構成する大切な存在であり、大人と同様に最大限に尊重されなければなりません。そのためには行政の取り組みのみならず、家庭、地域、

学校等が連携を深め、一体となった取り組みを推進していくことが大切です。

●女性の人権問題

男女の完全な平等と、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした女性差別撤廃条約は、昭和54（1979）年に国連総会において採択され、我が国も昭和60（1985）年に締結しました。

本市では、平成23（2011）年に、「藤井寺市男女共同参画推進条例」を施行し、平成28（2016）年に、「第3期男女共同参画のための藤井寺行動計画」を策定し、性別に関わらず育児や介護が両立でき、全ての人があらゆる分野で、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策に取り込んできました。

しかしながら、男女共同参画や女性の人権に関する理解や認識は、社会に浸透しているとはいえない現状があり、意識啓発のための取り組みを、より一層推進する必要があります。

また、市の審議会における女性委員の参画推進をはじめ、女性の管理職への登用促進により、女性が意思決定の機会へ参加することを増やすとともに、性別に関わらず安心して働くことのできる職場づくりを構築する取り組みも求められています。

さらに、DV等の暴力行為やセクシャルハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、インターネット上における被害も深刻化しています。それらの暴力等の背景には、男女の不平等な関係や性的役割分担意識が根強く残る社会構造があり、課題の解消に向けて意識や固定観念の変革が必要とされています。

家庭はもとより、社会全般において性別による差別を解消し、性別に関わらず全ての人が生き生きと暮らしていけるまちづくりを実現するための施策を推進することが求められています。

●障害者の人権問題

平成18（2006）年の国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国も平成26（2014）年に締結しました。この条約は障害の有無に関わらず、全ての人と同じように参加できる社会の実現を目指しています。

さらに我が国においては、障害者の人格や個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、障害のない人と違った扱いを行う「不当な差別的な取り扱い」を禁止した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、平成28（2016）年に施行されました。

障害のある人への偏見や差別を解消するためには、障害のある人と交流する学習機会等の提供を充実させ、障害者に対する正しい認識や理解を深めることが大切です。

また、障害のある人が社会生活を営むうえで、支障となる数々の社会的な障壁を取り除いていく必要があること等、障害のある人への差別の解消は社会全体の問題として、一人ひとりが認識することが求められています。

全ての人々が互いに助け合い、安心して生きることができる共生社会の実現に向けて、インクルージョンの理念を文化として定着させることは、行政の取り組みだけで実現できるものではなく、地域や当事者団体、関係機関・団体等が協働して取り組んでいかなければなりません。

●高齢者の人権問題

平均寿命の伸びや少子化等を背景として、我が国においては今後も急速に少子高齢化が進行することが考えられ、高い就労意欲を有する高齢者が知識や経験を活かして、社会を担う存在として活躍していくことが重要となっています。

一方で、一人暮らしの高齢者、認知症高齢者、要介護高齢者の増加に伴い、介護負担の増加等を原因とした家庭内の不和による高齢者虐待や、本人の承諾なく財産権を侵害する事件等、高齢者に対する人権侵害事件が大きな問題となり、平成18（2006）年には、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、高齢者の虐待発見時の通報義務等が定められました。

しかしながら、今なお高齢者を狙った悪徳商法や詐欺等、高齢者の人権や財産を脅かす事件が横行し、高齢者に対する入居拒否等の差別事象も多発していることから、今後も高齢者の自立支援を推進する取り組みが求められています。

また、高齢者の人権が尊重されるためには、高齢者の生きがいづくりや、社会参加を促す機会を増やす取り組みが必要であり、地域や行政が連帯して高齢者を見守り、支援活動を推進することが大切です。

●外国人の人権問題

かつて、外国人を取り巻く人権問題については、在日韓国・朝鮮人に対する民族差別問題が中心でしたが、日本に居住する外国人は、人口の2%を超える約273万人（2018年12月末）となり、外国人住民の多様化を背景として、課題も多様化しています。

具体的には、言語、宗教、習慣等の相違から、外国人が地域社会において孤立したり、偏見を持たれたり、あるいは入居や入店が拒否される等の差別事象が起きています。

また、近年においては、特定の人種や民族に対する差別的な言動（いわゆるヘイトスピーチ）が、街頭やインターネット上で行われていることが社会問題化し、これらをうけて、平成28（2016）年には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、不当な差別的言動の解消に向けて、国及び地方公共団体の責務が定められました。

さらに、令和元（2019）年には、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）が施行され、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消を推進し、全ての人々が違いを尊重し合いながら、共生することができる社会の実現に向けた施策を推進していくことが明記されました。

現在、日本の労働者不足を補うために、海外からの外国人労働者の受け入れが一層拡充されている状況から、今後も地域で暮らす外国人や、外国にルーツを持つ人々が増加していくことが予想されます。

異なる国籍や文化的な背景をもつ人々が、お互いの存在を認め合い、尊重しあいながら暮らすことができる共生社会の実現のためには、正しい理解や認識を深めることができる人権教育や、人権啓発活動の推進が求められています。

●性的マイノリティの人権問題

調査によって異なりますが、性的マイノリティは人口の3～5%は存在するとされています。個人の性自認や性的指向は多種多様であるにも拘わらず、「人は出生時の性別らしく生き、男性は女性を、女性は男性を愛することが普通である」といった固定観念や先入観により、性的マイノリティに対する偏見や差別が多く見受けられる現状があります。

そうした偏見や様々な差別により、性的マイノリティは傷つき、自分自身を理解してもらいたいと思っても誰にも打ち明けられず、また、法の未整備により「家族」として扱われないことから、社会保障をはじめとした様々な制度上の困難にも直面しています。

これらの課題を受けて、令和元（2019）年には、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」（大阪府性の多様性理解増進条例）が施行され、性の多様性を尊重し、全ての人々が自分らしく生きることができる社会を実現するために、施策を推進することが明記されました。

性的マイノリティが抱える様々な問題の認識や理解を促進し、多様なセクシヤリティを尊重することができるまちづくりの実現のためには、一人ひとりが性的マイノリティに関する正しい認識を深めていくことが求められています。

●インターネット上での人権問題

SNSをはじめとするソーシャルメディアの発展により、コミュニケーションが便利になる一方で、インターネット上においては、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさの書き込み等、人権擁護上、許しがたい差別情報が溢れています。

特に、プライバシーや名誉権の侵害となる情報の流布や、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）、同和問題（部落差別問題）に関する差別を助長、誘発する情報の摘示や拡散等の差別事象が後を絶たずに発生しています。

また、特定個人を対象としたひぼう、中傷、差別的な表現の書き込み等の人権侵害事象や、保護者や教員の知らない非公式サイトや無料通話アプリ等を使った子ども同士のいじめ等のほか、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより、性的被害や暴力行為に遭う等の犯罪行為も発生しています。

これらのインターネット上での人権侵害や差別事象に対しては、法務局、大阪府、関係機関と連携して、状況の把握や適正な対応を行うとともに、被害者に対する相談体制の充実が求められています。

そして、インターネット上に溢れる人権問題に対して、一人ひとりが適正な対応を行うためには、誤った情報を見抜く力を養う教育や、正しい理解や認識を深めるための啓発活動を推進することが何よりも大切です。

●アイヌの人々の人権問題

平成9（1997）年に、アイヌの人々の文化や伝統について普及啓発していくことが定められた「アイヌ文化振興法」が施行され、平成31（2019）には、アイヌの人々を日本の先住民族と明記した「アイヌ新法」が成立しました。

アイヌの人々の問題は、他の少数民族に対する偏見や差別に結びつくものであり、一人ひとりがアイヌの人々の文化や習慣に対する理解を深めていくための啓発活動を推進していくことが大切です。

●ハンセン病回復者・HIV感染者の人権問題

「らい予防法の廃止に関する法律」が、平成8（1996）年に制定され、平成21（2009）年には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病回復者が社会と交流を深めながら、自立した社会生活を送ることができるよう、法に基づく取り組みの推進が求められています。

また、ハンセン病やHIV（エイズウイルス）をはじめとする感染症に対する偏見や差別は、知識不足によるものがほとんどであることから、正しい知識の普及啓発や情報の提供が必要です。

●北朝鮮による拉致問題

1970年代に、多くの日本人が不自然な形で行方不明となる事象が多発し、これらの多くは北朝鮮当局による拉致の疑いがあることが判明したため、政府は平成3（1991）年以來、機会があるごとに北朝鮮当局に対して問題提起してきました。

平成14（2002）年に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮側は日本人の拉致を認め、謝罪し、5名の拉致被害者の帰国が実現したものの、他に認定されている拉致被害者の情報は、今なお十分に提供されておらず、安否不明の状態となっています。

拉致問題は、国際社会における重大な人権侵害事件であるという認識を深めるとともに、決して許されないものであるとの意識を熟成していくための取り組みが求められています。

●貧困問題

構造改革による規制緩和の結果、雇用や就業をめぐる環境の多様化に伴って、不安定な雇用や低収入による社会生活を余儀なくされ、働いていても健康で文化的な生活を営むことができない人々（ワーキングプア）が急増する等の貧困問題が大きな社会問題となっています。

具体的な原因は、非正規労働者の割合が労働者の4割を超える等の雇用環境の悪化や、市場経済競争の激化による大量の失業者の発生等、経済的格差が一層拡大していることが挙げられます。

貧困問題の解決のためには、私たち一人ひとりがこの課題に関心をもつと同時に、他人事ではなく社会全体の問題として考えることが大切です。

また、安心して暮らすことができるセーフティネットを構築するための法整備や、様々な救済制度の拡充等の取り組みが必要とされています。

●ホームレスの人権問題

失業等の様々な問題により、自立の意思はあるものの特定の住居を持つことができず、野宿生活を余儀なくされているホームレスと、地域の人々との軋轢が生じる問題が社会問題となっており、ホームレスに対する嫌がらせや暴行等の人権を侵害する問題も発生しています。

ホームレスが自立して生活することができるような相談支援や、救済活動を推進するとともに、ホームレス問題に関する認識や理解を深めるための取り組みが必要とされています。

●犯罪被害者の人権問題

様々な犯罪行為による被害により、幸せに生きる権利を奪われた犯罪被害者や、その家族の人権が擁護されない問題が起こっています。

犯罪被害者は、精神的なショックや身体の不調により、積極的に被害を訴えることが困難であり、経済的にも困窮することが少なくなく、マスメディアによる過剰な報道により、プライバシーの侵害を受ける等の二次的被害にあうといった問題もあります。

被害者やその家族の人権が侵害されるケースは多種多様であり、被害者の人権を尊重するための様々な啓発活動や、多様な相談支援活動を充実する必要があります。

●刑を終えて出所した人々の人権問題

刑を終えて出所した人々が、社会復帰や更生する意欲があるものの、周囲の人々の根強い偏見や差別意識により地域社会から受け入れを拒否され、就職や入居に関する差別を受ける問題があります。

刑を終えて出所した人々が更生を果たし、社会の一員として生活していけるよう、一人ひとりの偏見や差別意識を解消するための啓発活動を推進するとともに、行政と関係機関・団体等が連携して支援活動に取り組んでいくことが求められています。

●様々な災害に起因する人権問題

平成23（2011）年に発生した東日本大震災をはじめとする様々な災害被害者に対して、避難の受け入れが拒否されたり、被害者が風評被害を受けたり、避難先においていじめられる等の人権侵害が問題となっています。

一人ひとりが正しい知識を習得し、お互いに尊重する心を育てていけるような啓発活動を推進し、問題を解決していくことが大切です。

●SDGs（持続可能な開発目標）の推進

平成27（2015）年に開かれた国連総会において、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成された2030年までの開発目標が定められました。

その前文では、「あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題」と明記され、「持続可能な開発のための不可欠な必要条件である」との認識が示され、「全ての国及び全てのステークホルダー（利害関係者）は、共同的なパートナーシップの下、この計画を実行する」こととしています。

また、「17の持続可能な開発のための目標と169のターゲット」は「全て

の人々の人権尊重を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」としており、平和、平等、人権、ジェンダー、女性の視点等が明確に示されています。

本市においても、市内事業所をはじめとした関係機関と連携し、ステークホルダーの一員として、SDGs（持続可能な開発目標）の推進のために、様々な取り組みを行う必要があります。

(3) 人権に関する施策の方向性について ～人権課題の解消にむけて～

① 人権教育に関する施策

- 家庭における人権教育の推進
子どもたちや保護者に対する学習機会の提供等の支援を推進します。
- 学校における人権教育の推進
子どもたちや教職員に対する学習機会の充実を図ります。
- 社会における人権教育の推進
地域住民に対する学習機会の提供を推進するとともに、地域における指導者の育成の支援等に取り組んでいきます。
- 職場における人権教育の推進
全ての市職員に対する学習機会の充実を図るとともに、市内事業所に対して学習機会等の情報提供を推進します。

② 人権啓発に関する施策

- 人権啓発事業の充実
幅広い世代の方々が関心を持ち、参加してもらえるような啓発事業の実施に努め、藤井寺市人権のまちづくり協会の会員拡充について、特に若年層の加入促進に関する支援の充実を図ります。
- 様々な媒体による人権啓発の推進
効果的な啓発手法について研究を行うとともに、様々な媒体を有効活用し、市民や企業に対して人権啓発の取り組みを推進します。

③ 相談体制の充実とネットワークに関する施策

- 相談員に対する学習機会や情報提供の充実を図り、相談員の資質向上を図ります。
- 庁内の各種相談窓口間において連携を強化し、総合的な相談支援体制の充実に努めるとともに、関係機関とも連携した相談支援事業の充実を図ります。

- ・様々な差別事象や人権侵害事象については、法務局、大阪府、関係機関との連携を強化し、相談内容と相談者の属性に応じて迅速、適切な対応を行います。

- ・相談しやすいような啓発の取り組みや利便性を推進するとともに、相談支援体制の充実を推進します。

④ 情報の収集及び提供に関する施策

- ・人権教育活動等の実施主体に対して、人権教育及び人権啓発に関する教材、講師、事例等の情報提供の充実を図ります。

- ・市民や企業に対して、人権関連の市民団体による活動内容や、各種の相談機関、支援制度等、人権に関する様々な情報提供を推進します。

⑤ 協働や連携の取り組みに関する施策

- ・藤井寺市人権のまちづくり協会をはじめ、様々な各種団体と協働した取り組みの充実を図り、人権教育、啓発、擁護活動を推進します。

- ・国、大阪府、市町村と連携し、人権教育、啓発、擁護の充実に向けた取り組みを行います。

⑥ 調査・研究に関する施策

- ・人権に関する効果的な意識調査について研究、検討し、定期的な調査の実施に努めます。

- ・意識調査の分析結果から、市民の評価や施策の効果について検証を実施するとともに、今後の有効な人権行政の在り方について研究を行い、施策への反映を図ります。

5 基本方針及び推進計画の期間

本基本方針及び推進計画の期間は、（ ）～（ ）年度の年間とします。

6 藤井寺市の人権施策の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画を効果的に推進するために、藤井寺市人権行政推進本部を中心に関係

部課間の連携強化を図ります。

また、市のあらゆる職務は人権尊重の理念に基づくものであることから、全ての職員や人権推進員への有効な人権教育及び人権啓発活動を通じて、人材育成及び資質向上を推進します。

(2) 進行管理

本計画に掲げた施策について、藤井寺市人権行政推進本部において、取り組み状況等の進行管理を図ります。

また、藤井寺市人権を守るまちづくり審議会の開催を通じて、様々な意見聴取を行い、人権教育及び人権啓発に関する効果検証や、重点的な取り組みについて検討を行い、人権施策への反映に努めます。